

# 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する実施要領

制 定 平成 28 年 4 月 12 日付け 28 農振第 12 号

農林水産省農村振興局長通知

## 第 1 趣 旨

我が国では現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、美しい田園風景、伝統ある故郷、助け合いの農村文化が守り続けられている。他方、少子化や高齢化、コミュニティ機能の低下等によりそれらの根幹となる伝統的な農林水産業の継承が次第に困難になってきている状況にある。こうした中、伝統的な農林水産業の価値を評価し、保全を促す国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産の取組は、我が国農村振興の観点から大変重要である。このため、我が国は世界農業遺産の取組を支持し、認定の拡大を図るため、認定申請に必要な国内承認体制を整備したところである。

また、今般、我が国において将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システム（以下「農業システム」という。）を広く発掘し、その価値を評価するため、農林水産省では日本農業遺産を創設することとしたところである。

これら農業遺産は、伝統的な農林水産業の継承に留まらず、農村地域の自信と誇りを醸成し、国民の理解を深めることで、当該地域の活動への多様な主体の参画を促すとともに、地域産業を活性化させ、農村振興における様々な課題に貢献し得るものである。

## 第 2 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定

### 1 対象となる農業システム

本制度の対象となる農業システムは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となったものであり、世界及び日本における重要性、並びに歴史的及び現代的な重要性を有するものを対象とする。

### 2 対象となる地域

本制度の対象地域は、原則として、共通の農業システムを有する旧市町村以上の広がりのある地域とする。

### 3 申請者

本制度に係る申請者は、対象地域を代表し、適切な運営・管理体制を有する団体であって、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 定款、組織規程、構成員名簿、会計規程（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (2) 対象地域内の市町村並びに農林漁業者の組織する団体が含まれていること。

なお、世界農業遺産への認定申請に係る承認を既に受けた地域であつて日本農業遺産への認定を受けていない地域が、日本農業遺産への認定を申請すること、又は日本農業遺産の認定を既に受けた地域であつて世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けていない地域が、世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請すること

は妨げない。

#### 4 申請書の作成及び提出

申請者は、別紙様式の「世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産への認定申請について」に必要事項を記載の上、都道府県の意見書及び学術機関等の意見書等を添えて農林水産大臣に提出する。

#### 5 評価基準

評価を行う基準は、別紙の「世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定における基準及び評価の視点」（以下「認定基準」という。）に示すものとし、世界農業遺産への認定申請に係る承認は、認定基準の1．世界的な重要性、2．歴史的な重要性及び3．現代的な重要性により行うこととする。

また、日本農業遺産の認定は、認定基準の1．世界的及び国内的重要性、2．歴史的な重要性及び3．現代的な重要性並びに日本農業遺産に係る独自の認定基準（日本農業遺産認定基準）により行うこととする。

#### 6 評価及び決定

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産への認定を行う地域は、申請のあった地域の中から、世界農業遺産等専門家会議（世界農業遺産等専門家会議の設置について（平成26年3月24日付け25農振第2237号）により設置された世界農業遺産等専門家会議をいう。以下同じ。）の評価を踏まえ、農林水産大臣が決定する。

#### 7 世界農業遺産への認定申請に係る推薦書及び日本農業遺産認定証の交付

農林水産省は、6で決定された世界農業遺産への認定申請に必要な農林水産省の承認を付与する地域には、推薦書を交付する。また、6で決定された日本農業遺産に認定する地域には、認定証を交付する。

#### 8 保全計画の作成及び活動報告

世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産への認定を受けた地域は、農業システムの保全計画を速やかに作成し、農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課（以下「農村環境課」という。）に提出するものとする。また、保全計画に基づく活動状況を5年に一度、農村環境課に報告するものとする。

なお、世界農業遺産への認定申請に係る承認を付与されたものの、認定に至らなかった地域（日本農業遺産に認定された地域は除く。）からの報告は不要とする。

#### 9 活動状況等の評価

世界農業遺産等専門家会議は、8の報告等を元に活動状況等の評価を行うものとする。

#### 10 改善措置

農村環境課は、9の評価の結果、保全状況が十分でないと判断した場合には、8で報告のあった地域に対し、改善措置を求めることができる。

#### 11 承認又は認定の取消

農林水産大臣は、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産への認定を受けた地域において、以下のいずれかに該当する事案を把握した場合には、事実関係を確認した上で、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産への認定を取り消すことができる。

- (1) 申請内容と著しい齟齬が認められる場合。
- (2) 10 の改善措置を求めたにもかかわらず、改善が認められない場合。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 12 日から施行する。